

# 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分でない方に、財産の管理・療養看護など本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、本人の判断能力が不十分になる前に始める「任意後見制度」と判断能力が不十分になった後に始める「法定後見制度」があります。

## 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えてあらかじめ任意後見人となる人（任意後見受任者）を選び、財産の管理や療養看護・ライフプランを決め、契約（任意後見契約）しておきます。公正証書を公証役場で作成し、任意後見契約の登記をします。

本人の判断能力が不十分となった時に、本人・配偶者・四親等以内の親族または任意後見監督人が選任されてから、任意後見契約が始まります。

## 法定後見制度

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない人が不利益にならないよう、本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市長などが家庭裁判所に審判の申立てを行い、本人を援助してもらう成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を決定します。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3種類の制度があります。

類型	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てできる人	本人・配偶者・四親等以内の親族・検察官・市町村長など		
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」※本人の同意が必要	
成年後見人等の同意権と取消権	すべての法律行為（日常の買い物等の生活に関する行為は除く）	借金・訴訟行為・相続の承認や放棄、増改築などの特定の行為（日常の買い物等の生活に関する行為は除く）	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める行為（日常の買い物等の生活に関する行為は除く）※本人の同意が必要